森林・山村多面的機能発揮対策交付金

1．活動メニュー

地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた３名以上で構成する活動組織が、森林経営計画の策定されていない0.1ha以上の森林を対象として実施する、里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るための中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組を行う場合は、優先的に支援します。

メインメニュー

地域環境保全タイプ

里山林景観を維持するための活動

侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動

森林資源利用タイプ

薪炭材やしいたけ原木などとして利用するための伐採活動

サイドメニュー

※メインメニューと組み合わせて実施する必要があります。

森林機能強化タイプ

路網の補修・機能強化等

関係人口創出・維持タイプ

地域外関係者の受け入れ等を支援

活動の実施に必要な機材及び資材の整備

資機材の購入・設置に対して支援

2. 活動への支援内容

里山林の保全管理や資源を利用するため、下記のような活動に対して支援を行います。

地域環境保全タイプ（メインメニュー）
（里山林景観を維持･保全するための活動）

交付金合計：1ha当たり初年度160,000円、2年目153,334円、3年目146,668円

荒廃した里山林の里山林景観を維持するための活動に対し支援を行います。

具体的には、雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。

地域環境保全タイプ（メインメニュー）
（侵入竹の伐採･除去、荒廃竹林の整備活動）

交付金合計：1ha当たり初年度380,000円、2年目353,334円、3年目326,668円

侵入竹の伐採や除去活動、荒廃竹林の整備活動に対し支援を行います。

具体的には、竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。

森林資源利用タイプ（メインメニュー）
（集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等）

交付金合計：1ha当たり初年度160,000円、2年目153,334円、3年目146,668円

集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等に対し支援を行います。

具体的には、雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。

路網の補修･機能強化等（サイドメニュー）

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等に対し、1m当たり１，０６８円の支援を行います。

関係人口創出･維持等（サイドメニュー）

地域外関係者との活動内容の調整、受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査に対し、６６，６６８円の支援を行います。

活動の実施に必要な機材及び資材の整備（サイドメニュー）

刈払機、チェーンソー、電気柵、チッパーなど、交付金活動に必要な資機材の購入額の1/2以内を支援します。ただし、林内作業車、薪割り機、薪ストーブや炭焼き小屋については1/3以内を支援します。

3. 支援を受けるには

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下の要件を満たす活動組織を設立する必要があります。

活動組織（交付金支援を受けるための要件）

構成員	**活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3名以上）で構成してください。 地域の自治会、NPO法人等が実施、又は1構成員となることも可能です。 なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。**
対象森林	**本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0．1ha以上の森林です。**
活動区域	**地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にあることが必要です。**
活動計画書	**活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画（原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。）、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。（計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。）**

4. その他支援を受ける場合の留意点等

- １活動組織当たり、年度ごとに500万円（国からの交付額）を上限として支援（同じ場所では原則３年間支援）します。
- 人工林でも活用できます。
- 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については、地域の森林組合等に作業の一部を委託することができます。
- 採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。詳細は、モニタリング調査のガイドラインや同パンフレットをご参照ください。

5. 交付金の申請から報告までの主な流れ

	活動団体の実施事項	連携
事前準備	**活動組織の設立** ↓ 参加者を募り、どのような森づくりや活動をしたいか話し合います。 **活動地の決定** ↓ 森林所有者の同意を得て協定を結びます。 活動地が本交付金の用件を満たすか確認します。 **地域協議会へ申請**（書類の提出先等は都道府県によって異なります。） ↓ 実施要領に沿った内容で３年間の活動計画書を作成します。申請に必要な書類は、地域協議会のホームページや林野庁のホームページからダウンロードできます。	**事前相談** 地域協議会等に交付金を使いたい旨を事前に相談し、下記の書類作成等についてアドバイスをもらいます。 ＜提出書類＞ ・活動組織規約 ・協定書 ・採択申請書 ・活動計画書 ・森林計画図 等
	交付金採択決定	
事業実施	**活動開始、モニタリング調査等の実施** ↓ 活動計画書に基づき活動を開始します。 目標達成度を調査するためモニタリング調査（森林の状態を把握する初回調査、活動の効果を確認する年次調査）等を行います。 **活動記録の保存**	**活動実施** 地域協議会等から活動に必要な安全講習等の相談や、モニタリング調査の指導を受けます。
報告	**活動実績の取りまとめ・活動記録の提出** ↓ 実施状況報告書を提出します。１年目・２年目の活動組織は、次年度の活動に向けて、活動計画書の見直し等を検討します。 **交付金活動の完了**	**最終報告** 活動終了後、活動記録等を地域協議会等へ事前に提出し、内容を確認してもらいます。

6. お問合せ先

詳細については、長崎森林・山村対策協議会
（095－895－9119）までご相談ください。
長崎森林・山村対策協議会ホームページ
http://nagasaki.shinrin-sanson.jp/

発行　林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室
http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html
☎　03-3502-8111（内線6145）［ダイヤルイン］03-3502-0048
FAX03-3502-2887